令和元年 網走市議会 文 教 民 生 委 員 会 会 議 録 令和元年12月2日(月曜日)

〇日時 令和元年12月2日

午後2時20分開会

〇場所 委員会室

〇議件

 所管事務調査について (保育料の件について)

〇出席委員(6名)								
委	員	長	永	本	浩	子		
副委	員	長	近	藤	憲	治		
委		員	金	兵	智	則		
			平	賀	貴	幸		
			古	田	純	也		
			村	椿	敏	章		
〇欠席委員(1名)								
委		員	エ	藤	英	治		
〇委員外議員(1名)								
議		長	井	戸	達	也		

〇傍聴議員(4名)	小田部			照
	川原	川原田		
	松	浦	敏	司
	Щ	田	庫司郎	

〇説明者

副	市	長	Ш	田	昌	弘	
健康	要福祉:	部長	桶	屋	盛	樹	
子育	て支援	課長	清	杉	利	明	

〇事務局職員

*	務	同	文	人	局	\Rightarrow	Z
次			長	細	Ш	英	司
総利	务議事	事係 🗄	È査	寺	尾	昌	樹

午後2時20分開会

○永本浩子委員長 それでは、ただいまから文教民 生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査で保育料の件についてであります。

初めに、工藤英治委員より欠席の届けがありまし

たので報告いたします。

それでは、理事者より説明を求めます。

○清杉利明子育て支援課長 まずはこのたび、保育料算定を誤ってしまった件につきまして、多大な御 迷惑をおかけしましたことを関係者の皆様にお詫び を申し上げます。

市内の認定こども園、幼稚園、保育所の保育料につきましては、前期5カ月分の4月から8月と、後期7カ月分の9月から翌年3月分に分けまして、それぞれ3月と8月に市が保育料の額を決定し、各園及び保護者の皆様に対しまして通知をしているところでございます。

このたびは、認定こども園におきます平成31年度 の前期分保育料に算定誤りがありましたので、御報 告を申し上げます。

事務の内容につきましては、保育料算定の事務の 流れにつきまして、まずシステムのほうに世帯構成 や税情報などの基本情報を入力しましてシステム処 理を行います。

その後、保育料の多子軽減等の適用につきまして データの確認、修正を行います。

その後、委託システム業者のほうへ北海道要綱に 基づきます保育料軽減支援事業、これにつきまして は、3歳未満児の第2子以降の保育料を軽減する特 例措置でございますが、その判定確認及び再処理を 業者のほうへお願いをしております。

最終的にデータのほうを最終確認し、認定こども 園及び保護者のほうへ通知を送付するという流れに なっております。

今回の算定誤りにつきましては、通知期限が迫っていった中、算定に伴う事務処理が遅延していたことから、当時の担当者が数日間を要するシステム業者による再度の確認処理を省略し、自前による確認作業におきましても制度適用外であることを見落とし賦課額を決定してしまいましたが、その結果としまして一部の世帯に対します制度適用の判定に誤りが生じてしまったものでございます。

このことによりまして、本来は賦課すべき世帯の 保育料がゼロ円となった事案が発生したものでござ います。

その件数及び賦課をされなかった金額、対象世帯

につきましては、認定こども園つくし及び認定こども園潮見の2カ所に通園する8世帯でございまして、金額につきましては合計で74万5,000円となっております。

この判明に至った経過につきましては、令和元年 度におきます後期分の保育料を8月に算定している 際、現年度の担当者の気づきによりまして、算定誤 りが判明したものでございます。

その後の対応等につきましては、認定こども園を 運営する法人に対しまして、保育料の算定誤りがあった旨を報告するとともに、対象世帯の保護者と日 程調整の上、8月下旬から10月にかけまして園内面 談及び訪問による内容説明と謝罪を行い、納入等に つきましての御理解をお願いしてきたところでござ います。

今後につきましても、対象世帯と納入方法等につきまして十分に話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

次に、再発防止策についてでございますが、保育料の算定につきましては、認定こども園、幼稚園で1名、保育所で1名が、それぞれの事務を担当しておりますが、今後相互が確認し合う体制に改めますとともに、システム業者によります確認と連携をしました事務処理を徹底してまいりたいというふうに考えております。

さらに今後、このような事例が生じないよう全職 員に対しまして関係法令の遵守を徹底し、事務の適 正執行に努めてまいりたいというふうに考えており ます。

処分についてでございますが、令和元年11月19日付けで、前期保育料賦課を担当していました職員は 戒告。

健康福祉部長及び私、子育て支援課長は、訓告の 処分が決定をされております。

改めまして今回の件につきましては、大変申しわ けございませんでした。

説明は以上でございます。

〇永本浩子委員長 ただいまの説明に対して、何か 質疑はございますでしょうか。

○金兵智則委員 この事態は今の説明で何となくわかりました。

ちょっと確認したいことだけお伺いさせていただきたいと思います。

まず、この委託システム業者にお願いをするとい うのは通常、全世帯分をお願い多分するんだと思う んですけれども、この委託システム業者には、この 間違っていた8世帯のデータだけがいかなかったの か、全てやらなくて8世帯だけ間違っていたという ことなのか、その辺を教えていただきたいと思いま す。

○清杉利明子育て支援課長 まず第1段階として、 基本情報入力後にシステム上で第1段階の処理ができるんですが、その後にパッケージ上は北海道独自の軽減措置事業でございますので、パッケージ対応はされていないということから、道のほうの多子軽減事業におきます、特別な処理を行っていただいているんですが、その部分の処理がなされていなかったということで再度点検のデータは送っているので、北海道の多子軽減になる部分の保育料算定を改めてその部分だけ判定をし直してもらうという作業でございます。

○金兵智則委員 ごめんなさい。僕の理解力が多分すごく不足しているんだと思うんですけれども、第1段階でまず世帯構成とか税情報入力をして、北海道のほうがその多子世帯の特例なので、多子世帯のデータを多子世帯が出てきたものが、通常でいけばその業者さんに全て行かなければならないところをこれが全ていかなかったのか、その中の一部だけがいかなかったから8世帯だったのか、その辺がちょっとよくわからないんですけれども。

○清杉利明子育で支援課長 その処理をお願いするときに、北海道の多子軽減の事業に該当するのか、該当しないかということで、データ上そのチェックをする項目があるんですが、その部分のチェックを怠ったがために、まず判定から漏れているというのと、特別な処理をお願いするところを業者にお願いしないで、失念してそのまま自分のチェックだけで処理をしてしまったということでございます。

まずこの処理で、保育所と幼稚園と、ことしの3月の処理のときは、この担当者のほうは、認定こども園だけを担当していたのですが、それ以外の部分は処理がなされていたので、今回は認定こども園の部分、100何十件あるのですが、その部分の処理が確認及び2段階目のシステム上の特別な処理が漏れていたということでございます。

その中で、本来であれば8件分が北海道の多子軽減の対象外であったにもかかわらず、そのまま該当者ということで処理されてしまったということでございます。

○金兵智則委員 認定こども園の分の100数十件の

うちが、そちらの北海道の特例のほうの委託業者に 行かずに、自分でチェックをしてしまったため、8 件が出てきてしまったということでわかりました。

そして、その後8件が出てきた中で対象世帯の保護者と面談を8月下旬から10月について、本当はゼロじゃないのにゼロで送っていたことは、本当はもらわなきゃいけないお金をもらってなかったということですよね。それについて「理解を求めたところである」、今後についても「十分に話し合いを進めてまいりたい」ということは、今現在ここは解決されていないということですよね。

○清杉利明子育て支援課長 現在も話し合い、納入 等も含めましての話し合いは続いているというとこ ろでございます。

〇金兵智則委員 概要についてはわかりました。理解をさせていただきます。

○平賀貴幸委員 何点か伺いたいと思います。

初期入力の漏れとデータ送信ミスがあったので、発生したんだと。今、金兵智則委員のやりとりで何となくわかってきたのですけれども、2番目の70万5,000円、8世帯ですけれども、これ幾らぐらいから幾らぐらいまで、それぞれいらっしゃるのでしょうか。8件全部明らかにしてじゃなくていいんですけれども、1件当たりどのぐらいからどのぐらいの幅なのか。

○清杉利明子育て支援課長 1カ月当たりで言いますと、8,250円から1番高い方で3万6,300円でございます。また5カ月分ございますので、1世帯当たりでいきますと4万1,250円から18万1,500円となってございます。

○平賀貴幸委員 若い世帯のものですから、負担感っていうのは結構大きな金額なんだろうなと。決して小さい金額ではないので、なかなかその話し合いも、そう簡単ではないんだなということもそういう金額の状況から察せざるを得ないのかなというふうに思います。

それで、ちょっと時系列をもう少しはっきりさせたほうがいいと思うんですけれども、まずその8月に気が付いた後8月の下旬から10月にかけて、その対応を協議する形になっているんですけれども、これ、副市長や市長に対して報告が上がったのはいつごろになるんですか。

○清杉利明子育て支援課長 判明しました後、データの再確認をしまして、誤った金額等の整理がついた段階で8月中には報告をしております。

○平賀貴幸委員 公表に至ったのが、議会に対しては、も は今日なんですけれども、マスコミに対しては、も う少し前にされたんだというふうに伺ってはいま す。特に大きな報道等なっていませんけれども、そ ういうことがあったというのは聞き及んでいるとこ ろなんですけれども、もっとその早い段階において 公表した上で、きちんと話し合いを続けていたほう が、まだ私良かったんじゃないのかなと思うんです けれども、公表がこれまで遅くなったというのは、 なんでそんな判断になったんでしょうか。

〇川田昌弘副市長 今回の件については、8月のたしか末だったと思いますけれども、報告があった時点で、まずはほかに間違いがないかという全件の調査をしなさいということと、すぐ対象の世帯に対して謝罪等のアクションを起こしてくださいということの2点をまずは指示をしました。

対象の世帯との協議が、順調に日程がとれていけばいいのです。お互いに職業を持っている世帯もありまして、一度でなくて二度、三度、四度という形で交渉を続けてきているということで、四度というのはあれですけれども、複数回交渉をしているということで10月中の交渉結果とあわせて再発防止策、それから職員の処分ということもパッケージで公表しましょうということを私どもから、市側として最終的に全世帯と面談が済んだということと、再発防止策それから処分をこういうふうにいこうということを決定した後、報道が先になりましたけれども、今回の議会の報告に至ったということであります。

○平賀貴幸委員 考え方や対応はわかりました。

何が正しいのか、どうなのかということはいろいろ考え方があるんですけれども、私は先に公表した上で、早期に公表した上で、謝罪なり説明なりの対応をきちっと保護者の方々としたほうが、本来はスムーズだったんだろうなと。今よりはというふうな意識がありますので、その辺はいろいろ精査していただきたいと思いますが、十分にその話し合いを進めるということで、まだその最終的には折り合いがついてないところというのはどのぐらいあるのですか。

○清杉利明子育で支援課長 複数件はございます。 ○平賀貴幸委員 こういった対応や処分もしました ということも報告されて、今後話し合いを続けられ ると思うんですけれども、ミスした側はあくまでも 市の側であり保護者に落ち度はないものですから、 分納を含めていろいろな対応を考えていかれるとい うことは当然思います。

その辺は丁寧な対応をしていただきたいというふ うに思いますが、何らかの考え方があればお示しい ただきたいと思います。

○清杉利明子育て支援課長 高額の方もおりますので、納入方法等につきましては、十分に話し合いをした上で進めていきたいというふうには考えております。

〇永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、各委員理事者側より何かありました ら。大丈夫でしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではないようですので、以上で文教民生委員 会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時39分閉会